

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、 名称及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	備 考
放射線治療装置(CLINAC21EX)修理一式	四国がんセンター 院長 新海 哲 愛媛県松山市南梅本町甲160	2011/8/12	株式会社バリアン・メディカルシステムス 東京都中央区日本橋富沢町10番1	当該業務を遂行できる唯一の業者であり、他に履行できる業者がないことから、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	3,105,900	-		
インターネット端末 12台	四国がんセンター 院長 新海 哲 愛媛県松山市南梅本町甲160	2011/8/24	株式会社ソフトウェアサービス 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号	予定価格が160万円を下回ることから契約事務取扱細則第17条の3第2号に該当するため	-	1,470,000	-		
電動ベッド(EX-SD6P)5台	四国がんセンター 院長 新海 哲 愛媛県松山市南梅本町甲160	2011/8/24	㈱エヒメ医療器 松山市立花6-1-1	予定価格が160万円を下回ることから契約事務取扱細則第17条の3第2号に該当するため	-	1,496,250	-		
病院機能評価に関する業務委託	四国がんセンター 院長 新海 哲 愛媛県松山市南梅本町甲160	2011/9/22	公益財団法人日本医療機能評価機構 東京都千代田区三崎町1-4-17	当該業務を遂行できる唯一の業者であり、他に履行できる業者がないことから、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,100,000	-		
インターネット端末 12台	四国がんセンター 院長 新海 哲 愛媛県松山市南梅本町甲160	2011/9/9	株式会社ソフトウェアサービス 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号	予定価格が160万円を下回ることから契約事務取扱細則第17条の3第2号に該当するため	-	1,470,000	-		
日立一般X線撮影装置修理一式	四国がんセンター 院長 新海 哲 愛媛県松山市南梅本町甲160	2011/9/30	㈱日立メディコ松山営業所 松山市三番町4-7-7	当該業務を遂行できる唯一の業者であり、他に履行できる業者がないことから、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	1,470,000	-		

(注)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)

に機構の常勤役員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。